

一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、以下のとおり公告する。

令和（2019）年10月 7日

社会福祉法人 渡島福祉会
理事長 佐々木 博史

| | | | |
|------------------------------|----------------|--|--|
| 1 工事（業務）概要 | 工事（業務）名 | 社会福祉法人渡島福祉会特別養護老人ホーム改築工事 実施設計業務 | |
| | 工事（履行）場所 | 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7 | |
| | 工事（業務）内容 | <p>以下の特別養護老人ホームの新築工事実施設計を行う。 新特別養護老人ホーム</p> <p>1 建物概要 （1）構造 本体 鉄筋コンクリート造1階建 渡廊下 木造 （2）延床面積 本体 1,945.25㎡ 渡り廊下 102.46㎡ （3）建築面積 本体 2,022.50㎡ 渡り廊下 102.46㎡</p> <p>2 敷地面積 約17,379.98㎡</p> <p>既存特別養護老人ホームの解体</p> <p>1 建物概要 （1）構造 鉄筋コンクリート造 1階建 （2）延床面積 1,256.5㎡</p> <p>上記建設に伴う、開発行為にかかわる設計及び申請 1.敷地面積 約 17,379.98㎡</p> | |
| | 工期（履行期間） | 着手の日から令和 2 年 5 月 1 0 日まで | |
| 2 入札書比較価格 | （予定価格×100/110） | 事後公表 | |
| 3 最低制限価格 | | あり | |
| 4 発注方式 | | 単体企業 | |
| | 構成員の数 | - | |
| 5 入札参加資格 | 工種（業種） | 建築設計・監理業 | |
| | 所在地 | 北海道に本店を有する者であること。 | |
| | 履行実績 | <p>過去10年以内に、次に該当する建物の実施設計及び工事監理業務について、元請としての履行実績（業務が完了し、引渡しが済んでいるものに限る。）があること。</p> <p>1 構造 鉄筋コンクリート造、鉄骨造 2 延床面積 1,500㎡以上 3 施設 特別養護老人ホーム</p> | |
| | 主任（監理）技術者 | 一級建築士の資格を有する者を配置すること。 | |
| | その他 | <p>北海道競争入札参加資格者名簿に上記工種で登録されていること。 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けてない者。 入札参加業者は、暴力団員の支配を受けてはならず、また、暴力団を利用することとならないよう、暴力団の排除を行わなければならない。</p> | |
| 6 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書等の配布 | 配布場所 | 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7 渡島リハビリテーションセンター TEL 01372-7-3321 FAX 01372-7-2219 | |
| | 配布期間 | この公告の日から令和 元 年10月16日（水）まで。（毎日、午前10時から午後4時まで） | |
| 7 入札参加資格の申請及び審査 | 審査方式 | 事前審査方式 | |
| | 提出書類 | 一般競争入札参加資格確認申請書 同種業務履行実績書 同種業務の履行を証する書面（入札説明書参照） 配置予定技術者経歴書 | |
| | 提出先 | 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7 渡島リハビリテーションセンター TEL 01372-7-3321 FAX 01372-7-2219 | |
| | 申請書等提出期限（日） | この公告の日から令和 元 年10月16日（水）まで。（毎日、午前10時から午後4時まで） | |
| | 審査結果通知予定日 | 令和 元 年10月18日（金） | |

| | | | |
|----|-------------------------|---------|---|
| 8 | 入札参加資格がないと認められた者への理由の説明 | 請求方法 | 書面（様式は自由）の持参によること。（遠方により持参が困難な場合には、郵送又はFAXも可とする。） |
| | | 請求先及び期限 | 渡島リハビリテーションセンターへ、審査結果通知日から1日以内に提出すること。 |
| | | その他 | 説明を求めた者に対しては、請求日から2日以内に書面により回答する。 |
| 9 | 設計図書の閲覧・購入 | 閲覧期間 | この公告の日から令和元年10月25日（金）まで。（午前10時から午後4時まで） |
| | | 場所 | 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7 渡島リハビリテーションセンター TEL 01372-7-3321 FAX 01372-7-2219 |
| 10 | 設計図書に対する質問 | 提出方法 | 質疑応答書（指定の様式）にて、下記提出先へ提出すること。 |
| | | 提出先及び期限 | 北海道茅部郡鹿部町字鹿部258番地7 渡島リハビリテーションセンター TEL 01372-7-3321 FAX 01372-7-2219 |
| | | その他 | 質問者に対する回答書は、令和元年10月25日（金）までに全入札参加者へFAXにて送信する。 |
| 11 | 入札及び開札の日時・場所等 | 入札執行日時 | 令和元年10月29日（火） 11時 |
| | | 入札場所 | 渡島リハビリテーションセンター |
| | | 提出書類 | 入札書（代理人による入札の場合、委任状） |
| 12 | 落札者の決定方法 | | 当該契約の内容に適合した履行を確保するため、予め最低制限価格を設けるものとする。予定価格の制限の範囲内の価格で且つ最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお最低制限価格を下回る価格をもって入札した者を失格とする。 |
| 13 | 契約締結に関する事項等 | 契約締結期限 | 落札後7日以内に契約締結する。 |
| | | 入札保証金 | 免除する。 |
| | | 契約保証金 | 免除する。 |
| 14 | 前払金及び部分払金 | 前払金 | あり |
| | | 部分払金 | 契約締結後10日以内30%、実施設計完了後10日以内70% |
| 15 | 注意事項 | | ※入札説明書を参照すること。 ※公示に示した設計工期内に、確認申請、開発行為の許可を得て、工事発注の段階まで完了していること ※また、本施設の基本設計は株式会社サン設計事務所が行っている |
| 16 | 事業主及び電話番号 | 事業主 | 社会福祉法人渡島福祉会 |
| | | 電話番号 | 01372-7-3321 |

入札説明書

令和元年10月7日付で公告した「社会福祉法人渡島福社会特別養護老人ホーム改築工事実施設計業務」に係る入札等については、入札公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に対する事項

(1) 業務名

社会福祉法人渡島福社会特別養護老人ホーム改築工事実施設計業務

(2) 工事場所

北海道茅部郡鹿部町字鹿部 258 番地 7

(3) 工事概要

ア 構造：鉄筋コンクリート造 地上1階建

イ 延床面積：本体 1,945.25 m² 渡り廊下 102.46 m²

ウ 建築面積：本体 2,022.50 m² 渡り廊下 102.46 m²

(4) 履行期限

令和2年5月10日まで

(5) 予定価格

事後公表

(6) 入札参加資格

ア 登録工種 建築設計・監理業

イ 所在区分 北海道に本店を有する者であること。

ウ 履行実績 過去10年以内に次に該当する建物の実施設計及び工事監理業務について履行実績（引渡しが済んでいるものに限る。共同企業体により履行した業務を含む。）があること。

（ア）構造：鉄筋コンクリート造、鉄骨造

（イ）延床面積：1,500 m²以上、

エ 技術者の専任配置

・1級建築士の資格を有する者を配置すること。

・当該技術者は、直接かつ恒常的な雇用関係にあり、かつ、入札日において雇用期間が3ヵ月間経過した者でなければならない。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、入札日において、次に掲げる入札参加資格条件を全て満たす者であること。

(1) 北海道の一般競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、1(6)の入札参加有資格者であること。

(2) 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 1(6)オの技術者の配置条件を満たすこと。

(6) 発注者と入札に参加しようとする者との間に特別の利害関係（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定する親族等の関係にある者をいう。）がないこと。

(7) 入札に参加しようとする者は、暴力団員（北海道暴力団排除条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）の支配を受けてはならず、また、暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）を利することとならないよう、暴力団の排除（同条第3号に規定する暴力団の排除（事業活動に係るものに限る。）をいう。）を行わなければならない

3 入札参加の手續

当該請負業務の入札に参加しようとする者は、事前に入札参加資格の確認申請手続きを行わなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 同種業務履行実績書

1 (6) エの資格条件を満たす業務の履行実績を記載すること。

ウ 同種業務の履行を証する書面

同種業務履行実績書に記載した業務を履行したことを証明する書類(契約書の写し等)を添付すること。また、当該業務の履行内容が確認できる書類(設計図書、設計概要書の写し等)も添付すること。

エ 配置予定技術者経歴書

保有する資格を確認できる書類、雇用関係を確認できる書類(健康保険証の写し等)を添付すること。

(2) 提出場所

北海道茅部郡鹿部町字鹿部 258 番地 7

渡島リハビリテーションセンター

電話 01372-7-3321

(3) 提出方法

直接持参すること(遠方により持参が不可能な場合には、郵送も可とする)。

(4) 提出期限

令和元年10月16日(水)まで(毎日午前10時から午後4時まで)

(5) その他

ア 入札参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された入札参加資格確認申請書等は、入札参加資格の確認以外に無断で使用しない。

ウ 提出された確認申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書又は資料の書き換え、差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認は、令和元年10月18日 競争入札参加資格確認結果通知書を入札参加資格申請者に郵送又はFAX送信により行う。

(2) 入札参加資格がないと認められたものは、その理由について、令和元年10月21日までに(毎日午前10時から午後4時まで)に書面(様式は自由)で、説明を求めることができる。

この場合、説明を求めたものに対し、令和元年10月22日までに書面で回答する。

5 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認通知書を受けた者及びその構成員が、次のいずれかに該当するときは、当該工事にかかる入札に参加することができない。

(1) 入札参加条件に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札参加資格確認申請提出書類に虚偽の記載をしたとき。

6 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

期間 令和元年10月7日から同10月16日まで

交付場所 渡島リハビリテーションセンター

上記にて無償で交付します。

(2) 設計図書等の交付期間、場所及び方法

入札に参加しようとする者に対する当該業務に係る設計図書等の交付方法は次のとおりとする。

期間 令和元年10月7日から同10月16日まで

交付場所 渡島リハビリテーションセンター

なお、設計図書等については、公告の日から交付期間中は法人事務所にて閲覧に供します。

(3) 設計図書に対する質問

ア 設計図書に対する質問がある場合は、令和元年10月7日から同年10月16日目までの間に下記提出先へ質問書を提出すること。

提出先 渡島リハビリテーションセンター

イ 質問に対する回答書は、令和元年10月21日に全入札参加有資格者へFAXにて送付する。

(4) 入札説明書及び設計図書等の交付部数は、各社1部ずつとする。

7 入札及び開札等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年10月29日(火)11時(受付開始10時45分)

イ 場所 渡島リハビリテーションセンター

(2) 入札書の提出方法

入札参加者は、上記に示した日時及び場所において入札書を提出すること。

(3) 入札書の記載方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札金額とするので、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 開札の立会い及び入札回数等

ア 入札者又はその代理者は、開札に立ち会わなければならない。

イ 入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

8 入札の無効

(1) 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

9 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

10 その他

(1) 入札参加者は、公告及び本書に定めるもののほか、北海道競争入札参加者心得その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札説明書及び設計図書を入手した者は、これらを当該入札以外の目的で使用してはならない。

(3) 落札者が契約後、当該入札公告に違反していたと判明した場合は、契約を取消すこととし損害賠償についても請求できないものとする。

11 事業主

北海道茅部郡鹿部町字鹿部 258 番地 7

社会福祉法人渡島福祉会 電話 01372-7-3321 FAX 01372-7-2219

競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人渡島福祉会が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかにこの心得を承知してください。

(入札)

第2条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

- 2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 3 入札参加者は、競争入札の参加を除外されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書換え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした入札
- (6) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (7) 無権代理人がした入札
- (8) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (9) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第7条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者 又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第8条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上で入札をした者のうち最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(最低価格の入札者を落札者としめない場合)

第10条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としめない場合があります。

(1) 当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当と認められるとき。

2 前項の規定に該当する入札を行った者は、総括会計責任者の行う調査に協力しなければなりません。

3 第1項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としめない場合は、予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、総括会計責任者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から7日以内に総括会計責任者に提出しなければなりません。

(談合情報に対する対応)

第12条 入札に関して談合情報があった場合は、入札執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

2 契約締結後に入札談合の事実があったと認められるときは、契約を解除することがあります。

(入札の取りやめ等)

第13条 前条第1項及び第2項に定めるもののほか、総括会計責任者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第14条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により総括会計責任者に連絡をすること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡をすること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第15条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。